

第 6 2 号議案

足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 6 月 1 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年足立区条例第 6 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 3 項第 4 号を次のように改める。

（ 4 ） 教育職員免許法（昭和 2 4 年法律第 1 4 7 号）第 4 条に規定する免許状を有する者

第 1 0 条第 3 項に次の 1 号を加える。

（ 1 0 ） 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、足立区長が適当と認めたもの

付 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 3 0 年 4 月 1 日から適用する。

（ 提案理由 ）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。